

行政事件訴訟法案逐條說明

本日議題になつておりまする行政事件訴訟法案につきまして、すでに提案理由の説明がありましたので、以下逐条的にその立法の趣旨をご説明申し上げます。

まず、第一章総則におきまして、本法と他の法律との関係における基本的適用の問題を第一条及び第七条において規定しております。すなわち、この行政事件訴訟法案は、行政事件訴訟についての一概法たる性格を持つものであることを明らかにいたしますとともに、行政事件訴訟が一般の民事訴訟と基本的には性格を異にする面があることとかんがみ、現行の行政事件訴訟特例法におけるか如く、単に民事訴訟の特例を規定するのみにとどまるべきものではないとし、従来の考え方と異なり、行政事件訴訟についての統一的な法律としてこれに関する規定を設けようとしているのです。本法を題名において行政事件訴訟法といたしました趣旨もここにあるのです。

次に、総則における第二の問題といたしましては、第三章ないし第

六条において定義規定を設けることによつてしまつたことであります。
すなわち、現行の特例法は専門行政事件を行政庁の違法な処分の取消又は変更を求める訴訟その他公法上の権利関係の訴訟といたしてあるにすぎないため、行政事件たる性質を持つ訴訟の範囲並ひに各種の形態の訴訟について如何なる範囲でどの法規か適用されるかが明確を欠いておりましたか、本法は、行政事件訴訟を第二章乃至第六章に規定しておりますよう、その訴訟の形態を類型化して明確にすると同時に、第二章以下の規定によつてそれそれの訴訟に適用される規定の範囲を明らかにし、従前の疑義を明らかにしたのであります。
以上二つが総則の規定における根本的趣旨であります。以下、総則の各条についてこ説明申し上げることといたします。

第一条は、たゞ今申しましたこの法律が行政事件訴訟について一般法であることを明らかにしたものであります。従いまして行政事件訴訟について私的独占禁止法その他各種の行政法規に訴訟に関する特別

の定めがあります場合には、ますそれらの規定が適用され、その他の事項についてこの法律が適用することとなるのであります。

次に第二条は、先程申し上げました趣旨の訴訟の類型化いたしまして行政事件訴訟を抗告訴讼、当事者訴訟、比衆訴訟及び専門訴訟に大別いたしたものであります。これらの訴訟の定義につきましては、次の第三条以下においてこれを明らかにすることとしたしました。次の第三条は、そのうちまず抗告訴讼に関する規定することとしたしたものであります。

まず第一項に抗告訴讼の一般的意義を明らかにしております。この抗告訴讼のうちには、更に各種の類型の訴訟か考えられますので第二項ないし第五項において四つの訴訟を取り上げ、その意義を明らかにいたしておりますか、抗告訴讼を単にこれら四つの訴訟に限定する趣旨ではなく、そのため第一項の抗告訴讼の定義は極めて包括的に規定いたしてある次第であります。そして第二項以下の四つの

訴訟以外に公権力の行使に関する不服の性質を持つ訴訟か認められるかどうか、認められるとすればどのような訴訟か考えられるか、につきましては現在判例字証上一定いたしていないところでござりますか、もしこのような訴訟か認められるといてしますれば、その訴訟は、これを抗告訴讼といったす趣旨なのであります。

次に第二項の処分の取消し又は変更を求める訴訟として、現行法では行政の違法な処分の取消し又は変更を求める訴訟としておりますが、その変更の意味は既に字証判例上一部取消しの訴えにつきましては、ますので、ここでの定義としては單に処分の取消しの訴えといたしましたのであります。さらに第二項におきまして、「現行法と異なり、「その他公権力の行使に当る行為」の文子を付加いたしましたのは、精神病患者の即時拘束収容等いわゆる準実行為をこれに含める趣旨であります。

次に第三項で現行法と異なり本に次の二件の訴えを別の類型

といいたしましたのは、呂八条、山十一条第二項等において処分の取消しの訴えと裁決の取消しの訴えとをわけて規定する必要があるからであります。

次に第四項の無効等確認の訴えに関する規定は、従来この種の訴訟か抗告訴訟か当訴者訴訟が判例上意義がありましたので、これを折告訴訟といったことを明確にしたものです。なお、この無効等確認の訴えが如何なる場合に提起することができるかにつきまして第二章第二節第三十六条においてこれを明らかにしております。

第五項の不作為の违法訴訟の訴えについては、行政庁か、法令に基づつく申請に対し相当の期間内に何らかの処分又は裁決をしてかわらす、これをしないときには、それは法律上の争訟として違法の問題と考えられるのでありますか、却行法上はこの種の訴訟が果して認められるべきものか否かが必ずしも明らかではあります。

ませんのて、この訴えが許さるべき要件を明らかにするために、ここに明記することにいたしましたのであります。てありますから、この訴えは何らかの処分をなすへきてあたにかわらす、これをしないことか違法であるといふのでありますとして、具体的にある特定の処分をなすへきことを請求することを計す趣旨のものではなく、処分をしないことか違法であるといふことか判決によつて確認されますと何らかの処分をなさなければならぬといふ拘束力が生ずるのです。

さらにこの訴えの要件について若干補足いたしますと、法令に基づく申請権があら場合に限られるのであります。しかもこの訴えは、第三十七条で規定しておりますように申請をした者のみに許されるのでこります。また、ここに相当の期間内といたしましたのは、各種の行政処分について一律にお間をきめることか適当ではないからてありまして、結局は裁判所か審査の性質等を個々的に判

断してこれをきめることにするほかはないからであります。なお、行政庁が申請を拒否したりあるいは又、特定の行政法規にありますように一定期間内に処分しないときは、これを拒否または承認したものとみなす規定があります場合にはこの訴えによるのではなく、第二項の処分取消しの訴えの形で不服の訴訟を提起いたすことになります。

次に第四条は、当事者訴訟として二つの形態の訴訟を規定いたしております。まず前段の訴訟につきまして、たとえは行政庁が決定いたしました損失補償や買収対価等の額の増減を求める訴訟のように行政処分を不服として、これを争う旨負の訴訟でありますても、多くの行政法規で規定いたしておりますよに行政庁を被告とせずそれに直接の利害関係ある起業者その他の実質上の当事者を被告といたしますのものは、訴訟の型態として原告訴訟と異なるものでありますので、これを当事者訴訟として規定いたした次第であります。従い

まして、この訴訟に当るものと認められるためには特に法令において実質的当事者を被告とする旨が定められてある場合に限られるものであります。後段の訴訟はたとえば俸給の請求か争われる訴訟のように、実質上の当事者間に於いて公法上の法律関係が争われる訴訟を規定したものであります。

次に第五条て民衆訴訟に対する規定を聞いております。これは選挙訴訟のよう自己の法律上の利益に直接かわりのない者から提起される訴訟でありますとおり、法廷で特に認めていふ場合に許されるのであります。また、との駁戻の右カ、カヨウな訴訟を提起することができるかも法律で定めることといいたしておるわけてございます。

次に第六条の駁戻訴訟につきましては、地方自治法等に規定されてゐる职务執行命令訴訟のようによく相互間の訴訟でありますと、それは國又は地方公共團体その他の公共團体の内部における機関相互の

権限争訟及び国の機関と公共団体の機関との間の権限争訟を含む趣旨であります。この訴訟は、その性質に昭らし、第四十二条で規定いたしておりますよう特に法律の明文がある場合においてのみ許される訴訟であります。

第七条につきましては既に旨頭において述べましたところであります。が、本法は行政事件訴訟についての統一的一般法といった趣旨でありますか、民事訴訟法に規定されておるすべての訴訟事項を本法で規定いたしますのは、かえつて無用の複雑をきたしますので、本法に規定してない事項については民訴の規定を準用してこれをまかなうことになりました。

次に第二章において抗告訴訟に関する規定を設け、そのうち第一節で取消訴訟に適用されるべき事項を規定いたしております。

ます第八条におきまして、現行の特例法の林つております訴願前置主義を原則として廃止することにいたしております。従来、訴願前置

主義に対しましては、国民の権利の伸長に支障を与える面が少なくないとの見地から、種々の批判があつたわけてこさいます。もちろん、その批判は別途本国会に掲案いたされております行政不服審査法により免除される部分もございますが、しかしながら、国民が訴訟によつて権利救済を求めるようとするに訴願を経てからでなければ出訴できないとして、訴願をすることを強制いたしますのは妥当でないと考えられるのであります。もちろん、訴願前置を必要とするについてそれ相応の理由のある場合もございますので、それについてはそれ例外を認むへきてはありますか、一般的には、今申しましたように、訴願前置を必要要件とすることは国民の権利伸長の見地からこれを廃止することといったのであります。従いまして、この結果、国民において行政処分に対し不服がある場合に行政不服審査法による不服申立てをするか、本法の取消訴訟を直ちに提起するか、いすれの途を選ぶかを国民が自由に決定することになるわけてありますし、

また、これら二つの申立てを同時にいたすことも可能に相成るわけあります。

第一項は、右に申し上げましように、原則として訴願前置主義を廃止し特に訴願前置を必要とするような処分についてけその旨をそれそれ特別法で定めることにしたものがございます。なお、その訴願前置主義を規定するのを法律に限定いたしましたのは、命令、条例等でかかる事項を規定するのは適当でないからであります。

第二項は、訴願前置主義を採る場合でもそれによつて生する弊害を除去く必要があるのてあります。しかもこのことは各特別法で訴願前置を規定する場合に共通する事柄でありますので、ここに一定の事由がある場合には訴願を除くてもよい旨を定めたのであります。この趣旨は現行の特例法第二条たたし書と同じであります。

次に第三項は、原則として訴願前置を廃止しました結果、訴願と訴訟が同時に並行する場合が多くなることか予想されますので、こ

れら二つの手続の調整を図つたものであります。すなわち、裁判所において、さきに訴願に対する裁決をなさしめるのか相当と考える場合に、その裁量により訴訟手続を中止することができるといった事態のあります。

次に第九条の原告適格の規定につきましては、現行の特例法にはこれに關する規定はなく一般の民事訴訟の原則によつておるのであります。して本条もその原則を明らかにしたにとどまるものでありますか、たた本件においては民衆訴訟及び機関訴訟を肯定しておりますので、それとの關係において、このことを特に明記したものであります。

かつこ書の箇所は、従来、たとえは免職や除名などの处分の効果が、任期の終了その他理由でなくなつた場合に取扱訴訟の利益か失なわれるか否かにつきまして解釈上疑義がござりますので、その場合ても俸給や賃貸請求権の行使などをお回復すべき法律上の利益がある場合には利益がある趣旨を牛に明らかにしたものであります。

なお、当該処分により被つた損害の賠償は、別途訴訟において解決せらるべき問題でありまして、これがあるからといって、ここにいう回復すべき法律上の利益あることはならないのは解釈上当然と考えられます。ケに第十二条の一項は、取消訴訟においては自己の法律上の利益に全く関係のない手続法規違反等の違法事由はこれを主張することできませんことといったしてあります。かかる主張はそのことにより排斥できることとしたのであります。かかることは従来の学説判例の考えに沿つたにすぎないものであります。

第二項は処分の取扱しの訴えと裁決の取消しの訴えとの関係を前者を中心として調整を決定したものであります。現行法上はこの点について何らの規定がございませんので裁判所の取扱い各个方面につれておりまして、処分を維持した裁決の取消しの訴えにおいて原処分の違法をも主張する場合が少なく、訴訟経済の上からいががと存せられますし、また、原処分の取消しの訴えと裁決の取消しの訴

えとか別々の裁判所に並行して提起され、しかも実質上同じ違法事由が主張され審議されて、裁判所の判断が抵触する場合も生しまして、これら両訴の取扱いについて現在困難な事態になつております。それで原処分の取消しの訴えと原処分を維持した裁決の取消しの訴えにおいてのみ主張するとかてきるものとし、裁決の取消しの訴えにおいては裁決の手続上の違法その他の固有の違法のみを主張するとかてきることにしたのであります。なお、海難審判法等の特別法において、専らについては取消しの訴えを許さず、裁判所についてのみ取消しの訴えを許すことになつてゐるものについては、本項の規定の適用がないことは申すまでもありません。久に廿一条は、施行の特例法第三条の総則を維持することにしたものであります。たゞ從來解釈上疑惑がありましたので一項但書及び第二項等を新設してこれを明らかにしたものであります。

次に第十二条の管轄の規定について申し上げます。取扱訴訟は、一般管轄としては被告行政庁の所在地の裁判所の管轄に属するとしたものであります。現行の特例法第四条は、被告行政庁の所在地の裁判所の専属管轄となつております。従つてこの結果、民事訴訟法の応訴管轄、合意管轄その他移送等の規定が適用されることになるわけてあります。

次に第二項及び第三項において、国民の権利救済を容易にするため二つの特別管轄を認めることがいたしております。第二項の不動産又は場所の所在地にしても、また、事業の処理に当つた下級行政機関の所在地にしましてもこれらに係る処分の取消しの訴えと名接な関連を持つものでありますから、その地の裁判所に管轄を認めるのが相当と思われるております。なお、第二項の特定の場所に係る処分とは、たとえば四国におけるバス路線に係る運輸大臣の不許

可処分の如きをいうのでありますて、この不許可処分の取扱いの訴えは、第一項によつて東京の地方裁判所の管轄に属すると同時に本項の規定により四国の他の地方裁判所の管轄にも属することになります。また、第三項の事案の処理に當つた下級行政機関とは、たとえは九州のある省の出先機関か大臣の免職処分について必要な調査をし、これを具申したような事案の場合におけるその出先機関をいうのでありますて、この場合には、東京の地方裁判所のはか、当該機関の所在地の地方裁判所にもその処分の取消しの訴えを提起することができることになるのであります。

次に第十三条は、取扱訴訟とそれに関連する請求とが別々の裁判所に係属している場合に、訴訟の経過と事件の迅速処理との卸占から関連請求の係属する裁判所から取消訴訟の係属する裁判所に事件の移送を認め、一つの裁判所においてこれを審理することをとるべきようにしたものであります。この移送は、右の趣旨に基づくものであります。

すから、関連請求か取消訴訟の係属する裁判所に管轄がない場合においても特にこれを認めたものであります。また、関連請求事件が簡易裁判所に係属する場合に取消訴訟の係属する地方裁判所に移送することを認める趣旨であります。しかし、たたし書にありますように、取消訴訟又は関連請求訴訟か一審又は控訴審として高等裁判所に係属する場合には、審級の利益を奪うことにもなりますので、右の移送はこれを認めないことにいたしております。

次に本条において関連請求の範囲を各号に掲げて、できるだけ明確にしておりますが、これは現行の特例法第六条か單に原状回復又は損害賠償その他関連する請求と規定しておりまして解釈上の疑惑があつたからであります。さて第一号は、現行法の表現と同じでありますので別段補足説明を要しないと考えます。第二号は、帰納処分や土地収用の手続のように一連の段階をおつて数個の処分がなされるような場合には、その手続中の個々の処分の取消しの訴えは相

互に関連請求となるとの趣旨であります。第三号は、原処分の取消しの請求に対しても訴願敗訴の取消しの請求が関連請求であることを、第四号は既に訴願敗訴の取消しの請求に対し原処分の取消しました、第五号は、一つの処分又は訴願敗訴に対し教訓の者から提起される処分又は教訓の取消しの請求は互に関連請求であることを明らかにしたものであります。第六号は、関連請求は右の各号には限られないものであります。第六号は、関連請求は右の各号には限られないのて概括的に規定したものであります。

次に右十四条は、第一項において、現行の出訴期間六ヶ月を三ヶ月にしております。その趣旨は、出所期間が長期にすぎることに行政上の法律關係の安定に支障を来たすことも少くありませんし、訴訟の立 法例においても六ヶ月の如き長期の出訴期間を記めておるものではなくまた、一般法たる本法において出訴期間が長期に失しますとかえつて各種特別法規においてより短期の出訴期間を定める傾向を生じ、その

間不統一を生ずる弊害があるわけてあります。他方、従来の出訴の情況に昭らしましても、また、この出訴期間は、原告か処分を知つた日から起算されるものであり、かつこれを不後期間といたしておるのでありますから、現行の出訴期間を短縮いたしましても出訴権を制約するような支障は生しないものと考えられます。このような諸種の事情を勘案いたしまして、その出訴期間を三ヶ月とするのか適当と考えた次第であります。

次に第三項におきまして、現行規定における疎明を落しましたのは、出訴期間が訴訟要件である点にかんかみますと正当理由があることを説明することにして、現行の規定は適当でないからてありますて、一般的の訴訟要件と同様に説明することにしたのであります。

次に第四項で行政庁が誤つて審査請求をてきる旨を教示した場合の出訴期間の起算日について新たに規定を設けましたのは、現行法

の解釈として審査請求か不適法であるときにはこの出訴期間の延長の利益を受けることかできないとされているのでございましたか、行政不服審査法案において教示の規定が設けられ、行政庁が誤つて教示した場合について特に教導の規定を設けることにいたしております趣旨に従いまして、出訴期間についても特段の考慮をいたすことにしてあります。

次に第十五条は、原告か被告とすべき者を誤つた場合の救済を定めたものでありますて、その趣旨においては、現行の特例法第七条と同様であります。たた、現行法におきましては単に被告を変更することができるとのみ規定しているにすぎませんので、変更後の被告は正当事害しています。たた、現行法におきましては単に被告を変更することを決定するという建前を採つてこれを明確にすることとしたわけてあります。この訴訟の決定のうち、被告の変更を許す決定に対しまして

は、その性質上新旧両被告は不服を申立てることかできないこととし、その決定によつて直ちに被告は従前の者から新被告に變ることとなるのであります。なお、第六項において、被告變更の申立てを却下する決定に対しでは即時抗告かてきることとし、また、第七項において、上訴審で被告變更の決定をしたときは、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならぬ旨を明らかにしたのであります。

次に第十六条ないし第十九条に各種の併合について規定をいたしておりすすか、これは現行の特例法や六条と同じ失して解釈上疑義がございますので、これをそれぞれの場合において分けて規定することにいたしたものであります。

第十六条の請求の客觀的併合の規定は、取消訴訟には、関連請求に限り、訴えを併合することを認めたものであります。

第十七条の共同訴訟の規定は、関連請求に限つて共同訴訟を認める

ことを明らかにしたものであります。

第十八条及び第十九条は、原告又は第三者が取消訴訟の口頭弁論の終結にいたるまで別途請求に限つてその取消訴訟に併合して提起することを認めた規定であります。もちろん、これらの追加的併合におきまして、追加される請求か出訴期間の経過等により本来不適法であるものを併合することによつて適法な請求となることを認める趣旨ではございません。なお、第十九条に第二項の規定をおきました趣旨は、第一項による追加的併合が認められるかどうかにかかる、民事訴訟法の規定による訴えの変更の要件を充しておる場合には、それが許されることを企のため明らかにしたものであります。

第二十条は、当条第二項でご説明申し上げましたとおり、原処分を維持する教決の取消しの訴えにおいては、その原処分の違法を理由として取消しを求めることができないことにいたしておりますので、この制限によつて原告に不測の不利益を与えないよう、教決の取消しの訴えが控訴審に係属いたしております場合においても、処分の取

消しの訴えの被告の同意を得ることなくして裁決の取消しの訴えにこれを追加的に併合することができるようになりますとともに、また出訴期間の遵守につきましても裁決の取消しの訴えを提起したときに処分の取消しの訴えの提起があつたものとみなすことにしておられます。

次に第二十一条は、取消訴訟の請求を国又は公共団体に対する損害賠償その他訴求に交換的に変更することを記めたものであります。現行法には、これに関する何らの規定がありませんので判例も区々にわたり解釈上一定いたしておりません。と申しますのは行政事件を民事事件に変更することはその訴訟手続を異にするものに変更するわけありますので、民事訴訟法の建前からは許されないことであり、またこの変更により原告は行政庁より国又は公共団体に換えられることは、通常、当事者の任意的変更を認めない民訴の建前に反し、しかも訴えの変更となりますと旧原告の当該訴訟における訴訟状態を承継し、こ

れに拘束される關係にあるからであります。しかし、かかる訴えの変更を認めないことは、原告の係争に欠くるところがあるとのそしりを免れませんので、本条によりこれを容認することとしたわけであります。なお、本条におきまして、この訴えの変更は、先程申しましたような性質のものである關係上、第三項においてあらかじめ裁判所が当事者及び新被告の意見を聞くこととし、また、第四項により訴えの変更を許す決定に対しては即時抗告を認めますかこれを許さない決定に對しては不服申立てを許さないこととした次第であります。

次に第二十二条と第二十三条の訴訟参加につきましては、現行の特例法第六条^xが第三者の訴訟参加と行政の訴訟参加とを區別することなく規定しております、それそれの参加人の訴訟法上の地位が明らかでありませんので、それ二つの訴訟参加に対応して規定を分けてその主旨を明らかにしたものであります。

まず第二十二条の訴訟参加は、第二十二条において取消判決の効力

は第三者にも及ぶとしたとしてあります。専條上、その訴訟に参加した第三者については民事訴訟法第六十二条を準用して必要的共同被告の地位に準するものとしたしております。また、かような性質の訴訟参加でありますので、当事者又はその第三者の申立てによる参加の途を拓くことにしたのであり、さらにその第三者は、訴訟参加の申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることをできるとしたのであります。なお、その訴訟参加前の事項につき民訴六十八条の規定を準用して所要の調整をはかることにしております。

次に第二十三条の行政庁の訴訟参加につきましては、その参加の趣旨にかんかみその訴訟上の地位につき民事訴訟法第六十九条の補助参加に準するものといったしたのであります。なお、この訴訟参加につきましても現行法と異なり職権のほか、当事者又はその行政庁の申立てによる訴訟参加の途を拓くこととしたしてあります。

次に第二十四条は、現行の特例法第九条の規定と同じ趣旨であります。

す。たた、「公共の福祉を維持するため」という表現は、不適当かつ不需要でありますので、これを削除いたしました。

次に第二十五条の規定は、いわゆる執行不停止の原則、裁判所による執行停止の要件、執行停止決定の手続並びに執行停止決定に対する不服申立てを定めたものであります。

まず第一項は、現行の特例法第十条第一項の執行不停止の原則を維持することにしたものであります。ところでこの執行停止につきましては現行法はたゞ單に執行の停止という用語を用いているにすぎませんか、ての意義につき従来既往が少くなかつたのであります。

それで、本条においては、これを处分の効力、处分の執行又は手続の執行の全部又は一部の停止といつてその専門を明確にいたしましたとともに、裁判所の行う執行停止決定においては、専分の効力の停止はその効果が広く、かつ、強いものでありますので、本条第二項たし書において处分の執行又は手続の執行によつて目的を達す

ることかできない場合にのみ許されることいたしました。

次に現行法は執行停止の要件として「債務からさる損害を避けるため」と規定しておりますが、これを「回復の困難を損害を避けるため」と改めることいたしましたが、これはこの制度の本来の趣旨からいたしまして金銭をもつて償うことかできないというのよりは広く回復の困難な損害をかけるためという趣旨であると考えられますし、判例でもそのよりに解釈されてきましたので、本制度の趣旨に沿つて、その字句を修正いたすこといたしましたが、さらに第三項において執行停止の要件として公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、執行停止かできないこといたしておりますのは現行法とおりでありますか、従来の判例学説が認めているところに則り、本条訴訟について理由がないとみえるときにも同様に執行停止かできないことにいたしております。なお、現行法においては職権による停止決定を記めておりますか、従来その実

例もなく、事の性質上不要なものでありますので、この際この点は削除いたすこといたしました。

次に執行停止の手続におきまして、要件事実が疎明に基ついてなされるごとにつきまして現行法はその規定を欠いておりましたので第四項においてこのことを明記いたしました。

最後に執行停止の申立てを却下する決定に対しては判例上、不服申立てをすることとか許されると解釈されております。しかるに執行停止をするが定められてしましては、現行の判例法第十条第五項において不服を申し立てることをできないとするのは妥当を欠くものと考えられますので、本条第六項におきましては、右のいすれの決定に対しても即時抗告をすることができる途を拓きました。たたし、執行を停止する決定に對する即時抗告に対し、民事訴訟法の一般原則に對

より原決定の執行を停止することは執行停止の実効性を奪うこととなりますので、この即時抗告につきましては、本条第七項により原決定の執行を停止する効力を有しないものとしたのであります。

次に第二十六条は、現行法では裁判所は何時でも職権で執行停止の決定を取り消すことかできることになつておりますか、先程申し上げましたように、この法律では執行停止の決定に対して不服の途を拓くことにいたしましたので、取扱取消しの裁定は、これを廢めて民事訴訟の仮処分制度の事情変更における取消しの申立てと同じ建前を採用いたすことにしてあります。そして、この申立てに対する決定及びこれに対する不服について本条第二項において所要の規定を設けております。

次に第二十七条におきまして、内閣総理大臣の執行停止に対する異議を存置し、その異議は執行停止の前後を問わずこれを述べることができるとともに、この異議が不當に行使されないよう配慮した

規定を設けることとしたしました。

この執行停止の裁判は、本案の訴訟における終結判決と異なり、判断前の暫定措置としてなされる行政処分的性質のものでありますからこれに対して制約を加えても、差支えのないことは、紳然たる司法作用に対する場合におけるそれとは異なるのであります。他面、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすにおいては、行政府として無関心たり得ないのでありますから、その首長たる内閣総理大臣においてその政治的、行政的責任にかかるが、裁判所に対し異議を述べる途を拓く必要があるのです。しかも、この異議は執行停止の裁判の前後を問わすのであります。しかも、この異議は執行停止の裁判のは執行停止決定後になつて公共の福祉に重大な影響を及ぼすことからかになることがありますから、その首長たる内閣総理大臣においては執行停止決定後になつて公共の福祉に重大な影響を及ぼすことからかになります。

現行法におきましては内閣総理大臣が異議を述べた場合の裁判所の

処置について却定を欠いておりますが、これは從来一般に解釈されておりましたとおり、本条第四項において、決定前に異議があるは、裁判所は執行停止をすることを可以す。また、停止決定後に異議があれば、裁判所はその決定を取り消さなければならぬこととしたしました。なお、停止決定後の異議を述べるへき裁判所については本条第五項により、これを明らかにすることとしたとしております。

しかしもとよりこの異議の制度が国民の権利救済を不當に阻害するようなことが万一にもをつてはなりませんので、まず第一に異議を述べるについては理由を附さねはならぬこととしてしまふ。しかもその異議の理由においては如何の執行をしなければ公共の福祉に重大な影響か及ぶおそれのある事情を具体的に示すものとしたとしております。そして前者の異議の理由が附されていないときにはその異議の効力はないわけあります。後者の争議の明示を仮に欠くことがあつても異議の効力には影響ないものとする趣旨において規定いたしております。さらに

本条第六項におきまして、内閣总理大臣は、身に止むを得ない場合でなければこの異議を述べてはならないこと及び異議を述べたときには次の常会において国会にこれを報告しなければならないこととしたしました。かような処置により内閣总理大臣の異議かいやすくも乱用にわたることのないことを期し、かつ、異議を述べることについての政治的責任を明らかにすることとした次第であります。

次に第二十八条は、現行法上執行停止又はその決定の取消しを申し立てる裁判所がとてあるか明らかでありませんので、これを明らかにいたしましたのであります。

次に第二十九条は、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合の執行停止に関し、前四条を準用することにいたしたものであります。この規定は、裁決の内容によつてはその裁決の執行停止を必要とする場合もありますし、また、特別法でいわゆる裁決主義を採つてゐるものにつきましては、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合において、原

処分の執行を停止し得る途を擇いておく必要がありますので、これらが必要に応じて設けることにいたしましたものであります。

次に第三十条は、いわゆる裁量処分につきましては、行政事件訴訟の裁判の特質にかんかく、行政庁にての裁量格の範囲をこえ又は濫用があつた場合に限り、裁判所は、これを取り消すことかたるとしたものであります。このことは、学説判例を通し、一般に認められてゐるところであります。

次に第三十一条のいわゆる事前判決を定めた規定について申し上げます。現行の特例法第十一条は、本来、たとえは何川の使用許可に基つき大規模なダムが建設せられた後に、その許可が違法であるとして取り消された結果、公の利益に著しい障害を生ずる場合等特別の場合に對処する処置として規定されたものでありますか、その要件の表現が必ずしも適切ではないため、従来の判決例のうちには、この制度の趣旨に沿わないと思われるものも見い出されるのであります。それで、

ます第一項において、その要件の趣旨をとぎるだけ明らかにし、誤解を生しないように改めることといたしました。

次に本条第一項に基づいて、違法であるか請求を棄却する場合、現行の特例法第十一条第二項では処分が違法であることを判決で示さなければならぬことを規定するにとまりますか、判決の効力を明確にするために本文において違法であることを宣言しなければならないこととしました。

次に第二項は、現行法の認めない新しい制度を導入いたしております。すなわち、裁判所は、事案のは質上、相当と評めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分が違法であることを宣言することをかたることとしたのです。かような裁判を認めました趣旨は、終局判決前に裁判所が違法の判断を示して、行政庁側において損害の除去、補填かなされることを期待し、これを勘案して終局判決をいたすことによつて事案について妥当な解決を図ろうといったし

たものであります。この違法宣言の判決は、訴訟法上は、民事訴訟法の中間判決とは異なる特殊な中間的裁判であります。これに対しでは、独立して上訴はできないものと解しております。なお、第三項の規定は、判決言の記載において無用な手数を省くためのものであります。

次に第三十二条は、取消判決の効力は、当事者以外の第三者にも及ぶことを明記いたしたものであります。これはいわゆる判決の形成的効力に関するものであります。判決の既判力に関するものではないのであります。ところで現行の特例法は、これについて特に規定を設けないで、解釈理論に委ねていたわけてございまして、取消判決の効力も通常の民事訴訟と同様に当事者間にのみ及ぶにすぎないと解すへきてあるとする説もございますか、取消判決の効果、すなわち処分が取り消された場合の効果か訴訟の当事者と第三者との間で区々になることは、法律秩序の維持の見地から適当とは思われませんので

学説、判例に従つて、取消判決の効力は、訴訟の当事者以外の第三者にも及ぶことにしたわけであります。そしてこれに関連して第二十四条の第三者の訴訟参加の規定を整備いたしましたことは、すでにご説明申し上げましたとおりであります。なお、本条第二項で、この規定を執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用することにしておりますか、これも右同林の趣旨であります。

次に第三十三条は、取消判決の拘束力を定めたものであります。第一項は、現行の特例法第十二条と同趣旨であります。ます、第二項は、たとえは申請を却下した处分が違法であるとして判決によつて取り消され、その判決が確定した場合、その申請に対する行政庁の取扱いは、從来どすしも一定しておりませんでして、第一項の拘束力を具体的に明らかにする意味で、处分行政庁は、判決の趣旨に従つて改めて申請に対する処分をしなければならないことを特に明記することにいたしたものであります。また、第三項は、たとえは審査請求を

認容した裁決をその内容の違法を理由として取り消す判決か確定いたしますれば、それによつて不服申立ては、その目的が達成されるわけありますので、一般的にはここで取り上ける必要はありませんか、しかし認容裁決を手の上の法を狂田として取り消す判決が確定した場合については、行政厅かいなる拘束をうけらるかを明らかにしておきませんと不服申立ての保証に欠けるおそれがありますので、前項の既定を準用して、これと明らかにすることにいたしました。なお、第四項は、執行停止の決定についても同様行政厅を拘束する必要がある場合が考えられますので、第一項を準用することにしたものであります。

次に第三十四条は、先程申し上げましたように、取扱判決の効力は第三者にも及ぶといたしましたので、もしその第三者が自己の責めに係るからさる事由によつて訴訟に参加してきず、したかつて重要な攻撃防禦を尽すことかできなかつたような場合には、この第三者の利

益を保護する述を語する必要がありますし、また、その途は決して閉ざされてはならないものであります。ここでかような第三者には特にかつ、例外的に、再びの訴えを提起することができるを拓いたものであります。なお、第二項で確定判決を知つた日から三十日以内というのは、判決が確定したことを見つた日から三十日以内の趣旨であります。

次に第三十五条は、一般に取扱訴訟において訴訟費用の裁判が確定すれば、その裁判の効力は、本来、国又は公共団体に帰属すべきものと考えられるのでありますが、この種の訴訟においては、形式上は行政厅が当事者又は参加人となつておりますので、訴訟費用額の確定申請をたれか、また、たれにするか、また、強制執行法上の当事者はいすれてちるか等について、従来、取り扱い上建議、不便かございましたので、特にこの点について、従来、取り扱い上建議、不便かございましたのに第三十六条は、無効等確証の訴えの原告論格の特例を定めたも

のであります。従来、行政処分の無効確認訴訟の特質につきましては、種々の弊病があることは、先にも触れましたところでござりますか、行政事件訴訟を抽象化してその適用法規を明らかにするためには、どうしても訴訟の性格をますもつてすつきりとしたものにする必要があるわけでありまして、この訴えの如きは、その代表的なものであります。ところで、現に、行政処分の止効確認訴訟の型態に属するものとして考えられておりますものの多くのもの、たとえば農地買収処分の無効確認訴訟は、その実質において、貯水処分の無効であることを前とす所所有権確認訴訟にはかならないのでありますので、過去の法律關係の確認といふ訴訟の理論にも反することとなることになるような行政処分の無効確認訴訟といふような型態のものを存持しなければならないとする要性も理論的な根拠はどこにも見出せないのであります。そこで本条は、如何等確認を求める訴えは、当該処分右しくは、裁決の存否又は効力の有無を前提とする現在の法律關係に関する訴えによつては目的を達することかでないような場合において、これを提起するにつき法伴上の利益を有する者の立場との訴えを提起することができてあります。併し、訴えは貯水計画の無効確認等一連の手筋中の先行処分の無効確認の訴えとか、許可申請に対する却下処分の無効確認の訴え等がこれであります。

次に第三十七条は、不作為の法確認の訴えの訴訟格を定めたものであります。この件の訴えは、たれにても提起をいたしますのは、不相当でありますので、申請とした者に附つて、お起することかであります。次に第三十八条は、止効確認の訴え、不作為の法確認等取消訴訟以外の抗告訴訟に城内訴訟に関する規定の準用する範囲を明らかにいたしたものであります。これらは、学説、判例の趣旨に沿つたものであります。

次に第三十九条は、第四条前段の当事者訴訟が提起されたときは、

裁判所は、当該処分又は裁決をした行政庁に出訴の通知をするものとすることを定めたものであります。この趣旨は、裁判所か当該当事者訴訟の対象となつている事件執行に付のない行政庁に出訴を通知して訴訟参加のへ公を与えようとするにあります。なお、本令は訓示的なものでありますから、この通知をしなかつたとしても訴訟手続に違法を来たさないと解します。

次に第四十一条第一項は、各和仏令に出訴期間の定めがある当事者訴訟について、その出訴期間は、不後期間とすることを定めたものであります、「二項は、このより万一千一百五十九日後十五日以内告を誤つた訴えの更」の規定を準用することにしたものであります。

次に、四十一条は、当事者訴訟に訴訟に付の訴訟に付する規定を準用する範囲を明らかにしたものであります。

次に、四十二条は、民衆訴訟及び民事訴訟については、その特殊性にかんかみ、法律にこれを付す旨のため力ある場合において、法律に

定める者のみが提起することができるとしたものであります。

次に第四十三条とは、民衆訴訟又は、民事訴訟の特殊性にかんかみ、單に訴訟の対象の類型に従つて、たとえは、民事訴訟のよう処分の取消しを求める性質のものについては、取消訴訟に関する規定を、地方自治法第二百四十三條の二に規定する納稅者訴訟のうち行政処分の無効確認を求めるものについて、無効等確の訴えに関する規定を、また損失補填を求める納稅者訴訟については、当事者訴訟に関する規定を準用するというより、原告訴訟又は、被告訴訟に関する規定を概括的に準用することにいたしたものであります。これらの訴訟については、他の法令においてそれそれ必書に応して特別の規定があることを前提とするものであります。

次に第四十四条は、現行の特例法第十一条第七項と同じ趣旨でありますか、この規定の趣旨としますところは、公権力の行使を阻害するようを仮処分をすることにてきたいというのでありますから、規定の位

置を移し、補則のところに、これを規定いたすことにしてしたものであります。

次に第四十五条は、私法上の法律事件に関する訴訟において、行政処分の存否又は効力の有無が争われている場合には、その訴訟は、一括において本法にいう行政事件訴訟ではなく、民事訴訟と解されておりますか、その争点が行政処分に対するものであることにかんかみ、かつ、細効等確認の訴えとの均衡を考慮して、行政事件訴訟に関する規定のうち、若十の条項、たとえば行政庁の訴訟参加の規定（第二十三条）、出訴の通知の規定（第二十九条）、賛同証拠への規定（第二十四条）及び訴訟費用の裁判の能力の規定（第二十五条）を準用することにいたものでございます。

最後に、附則について申し上げます。

附則第一条は、この法律の施行日を昭和三十七年十月一日としたとしております。

附則第二条は、現行の行政事件訴訟特例法を全面改正して本法案を提出いたすこととなりましたので、これを廃止することにいたしましたのであります。

附則第三条は、この法律の施行についての経過措置に関する一般原則を掲げたものであります。通常の判にならつたものであります。

以下、事項毎に特別の辯護権を定めております。すなわち、附則第四条は、第八条（訴訟の取消しの訴えと審査請求との関係）との関係上、この法律の施行前に訴訟期間を経過したものにつきましては、この法律施行後も、なお、旧法第二条の例によることにいたしております。

附則第五条は、この法律の施行の際に係属している裁決の取消しの訴えについては、第十条第二項の申し出の理由の制限の規定を適用しないことにいたものであります。

附則第六条は、第十一条（被告適格）の規定との関係上、この法律

の施行の段階に併属している取消訴訟の被告適格については、なお、従前の例によることにいたしました。

附則第七条は、第十四条（出訴期間）第一項、第三項、第四項に開する出訴期間の経過措置であります。

附則第八条は、原告訴訟以外の原告訴訟に開する経過措置であります。第一項は、第十九条（原告適格）及び被告適格（第十一項）に関するものであり、第二項は、第十九条第二項（取消しの理由の制限）に関するものであります。

附則第九条は、第三十九条（出訴の通知）の規定は、この法律施行後に提起された当事者訴訟についてのみ適用することにしたるもので裁判所の負担を考慮したものであります。

附則第十条は、民衆訴訟及び松樹訴訟に関する経過措置であります。この訴訟で処分又は裁決の取消しを求めるものについては、今申し上げました取消訴訟に関する経過措置に関する規定、すなわち、附

則第四条（訴願前置に関する経過措置）、附則第五条（取消しの理由の制限に関する経過措置）、附則第六条（被告適格に関する経過措置）及び附則第七条（出訴期間に関する一過措置）を準用し、また、この訴訟で処分又は裁決の無効の訴訟を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する経過措置、すなわち、附則第八条（取消訴訟以外の抗告訴訟に関する経過措置）を準用することにしています。

附則第十一条は、この法律施行の際に併属している処分の効力等を争点とする訴訟については、第三十九条（出訴の通知）の規定は、この法律の施行後に新たに処分の有否又は効力の有無が争われるに至つた場合にのみ準用することとしたとしておりますが、これは、附則第九条で申しましたのと同様です。

以上をもつて本法律の逐条説明をおわります。

なお、説明の不十分な点につきましては、ご指摘により補足してこの説明申し上けることにいたしたいと存します。